大崎地域広域行政事務組合からのお知らせ

指定ごみ袋の希望小売価格の改定について

中東情勢の影響による原材料の高騰に伴い、指定ごみ袋製作に係る費用が値上がりしていることから、令和８年１１月から希望小売価格を改定します。

種　　類	改定前 １０月３１日まで （消費税込み）	改定後 １１月１日から （消費税込み）
燃やせるごみ袋（大）	４０７円 ⇒	５６１円
燃やせるごみ袋（小）	３０８円 ⇒	４１８円
プラスチック専用袋	４０７円 ⇒	５６１円

※指定ごみ袋の使用は、「正しい分別」「ごみの減量」「収集作業の安全確保」だけでなく、ごみ処理施設の「安定した焼却」のためにも必要です。ご理解とご協力をお願いいたします。

指定ごみ袋の特例措置の延長について

実施期間を令和９年１月末まで延長します。

指定ごみ袋を購入できない場合は、中身が見える市販の透明・半透明の袋（３０L～４５Lサイズに限る）に**「燃やせるごみ」、「プラスチック」と大きく書いて**、ご家庭のごみを出すことができます。

指定ごみ袋は、通常どおり生産し、出荷・販売しております。買いだめや過度な購入は、お控えいただきますようご協力をお願いいたします。

問い合わせ先
大崎地域広域行政事務組合　業務課　☎２５－８８６７

大崎広域ウェブサイト